



学生連絡会規約

平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、組織規程（0103）第 6 条ならびに連絡会規程（1003）に基づき設置する学生連絡会の組織・運営について定めることを目的とする。学生連絡会（以下、「連絡会」という）は、会員相互の情報交換，研究交流を通して，学生の研究活動を支援し，日本原子力学会（以下、「本会」という）の発展に貢献することを目的とし，設置する。

(運営)

第 2 条 連絡会は，その運営および主要な事業について，部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

(事業)

第 3 条 連絡会は，その目的に基づき，以下の事業をおこなう。

- (1) 定期的に連絡会報を発行する
- (2) 討論会，講演会，セミナー等を開催する
- (3) 小委員会等を組織し，学生間の交流を活性化する
- (4) 連絡会の活動に関連する他部会等と積極的に交流する
- (5) その他，適切な事業を随時，実施する

2 事業を実施するにあたっては，部会等運営委員会，学会事務局等と適宜協議する。

(会員資格)

第 4 条 本会会員で第 1 条の目的に賛同する者は連絡会員となる資格を有する。

(入会と連絡会費)

第 5 条 学生会員は自動的に連絡会員となる。学生会員の身分を失った場合には，自動的に連絡会員の資格を失う。

2 連絡会の活動と性質を考慮し，連絡会員からの会費の徴収はおこなわない。

(運営組織)

第 6 条 連絡会の運営は，連絡会員の互選による連絡会長 1 名，副連絡会長および運営委員若干名により組織される運営小委員会がおこなう。

2 連絡会長，副連絡会長および運営委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

第 7 条 組織運営のため，運営小委員会の他に，小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会の委員は、本会会員でなければならない。
- 3 各委員は、連絡会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(連絡会全体会議)

第8条 本連絡会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営体制の決定
- (4) その他、重要な事項

2 連絡会全体会議は連絡会長が招集し、その会の議長となる。

(運営費)

第9条 運営費は、本会の支援をもって、運営することを基本とする。

第10条 運営費の予算、決算については、連絡会全体会議で審議、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

(改定)

第11条 本規約の改定は、学生連絡会運営小委員会が起案し、学生連絡会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(下部規則)

第12条 本規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会が別に定める。

附則

- 1 平成22年10月1日 第512回理事会改定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成10年11月26日 第408回理事会制定
 - ② 平成22年3月23日 改正
 - ③ 平成22年10月1日 第512回理事会改定
 - ④ 平成26年9月10日 第27回学生連絡会全体会議起案、平成27年12月14日 第2回部会等運営委員会承認、平成28年1月26日 第6回理事会承認
 - ⑤ 平成28年3月27日 第28回学生連絡会全体会議承認、平成28年4月15日 部会等運営委員会メール報告、平成28年5月24日 第8回理事会承認

附則

- 1 平成26年9月10日起案の規約は、理事会承認日より施行する。
- 2 平成28年5月24日承認の規約は、理事会承認の日から施行する。